

【新規入所児童用】

令和6年度

保育所入所案内



【申込受付】

令和6年4月入所分
令和5年11月22日(水)～令和5年11月30日(木)
町立保育所にて

【問い合わせ】

宇治田原町立保育所
宇治田原町大字郷之口小字紫坊39番地の1
TEL 0774-88-6611
FAX 0774-88-3104
宇治田原町役場子育て支援課
宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1
TEL 0774-88-6636
FAX 0774-88-3231

子ども・子育て支援新制度について

すべての子どもたちが、笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てできるように平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、主に次の目的を掲げています。

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の向上
- 地域の子ども・子育て支援の充実

保育所とは

保育所は、就労や病気等の理由により家庭で児童の保育ができないとき、保護者に代わって保育を実施することを目的とする児童福祉施設です。このため、「集団生活に慣れさせるため」「社会生活を身に付けるため」という理由での入所はできません。

教育・保育給付認定

保育所の利用を希望する場合は、保育の利用を希望する児童が、保育が必要な状態であるかどうかの確認をするため、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定とは入所の要件を確認するための手続きであり、就労証明書等の必要書類により「保育の必要性」について町が確認を行い、次の区分による認定を受けます。

教育・保育給付認定の申請は、保育所の入所申込と同時に行うことができます。

1号認定	満3歳以上で、子ども・子育て支援制度に移行した幼稚園又は認定こども園での教育を希望される場合		
2号認定	満3歳以上	保育標準時間	保育所又は認定こども園での保育を希望される場合
		保育短時間	
3号認定	満3歳未満	保育標準時間	
		保育短時間	

※ 認定の有効期間は、保育を必要とする事由等により異なります。

※ 2号・3号認定には、保育が必要な時間によって「保育標準時間」と「保育短時間」があります。

※ 年度途中で3歳になった児童は、3号認定から2号認定に切り替えます。

※ 認定された際に、「支給認定証」を町から発行します。支給認定証の内容に変更が生じた場合や保育の必要性がなくなった場合などは、返却が必要となりますので大切に保管して下さい。

② 保育の必要な事由の基準と有効期間

保育所に入所できるのは、「保護者のいずれもが、次の①～⑩のいずれかに該当するため、保育が必要である」と認められる場合です。

事由	基準	有効期間
①就 労	月64時間以上仕事をするを常態とすること	小学校就学前まで(ただし、保育の必要性がなくなった場合はその時点まで)
②妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと	出産予定日の前後8週(多胎妊娠は産前14週)の属する月の初日から月末まで ※産後期間終了後は退所
③疾病・障がい	病気や負傷、または精神か身体に障がいを有していること	小学校就学前まで(ただし、保育の必要性がなくなった場合はその時点まで)
④介護等	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護・看護していること	
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること	
⑥求職活動	求職活動か起業の準備を行っていること	利用を開始した日から3か月以内まで ※就労を開始した場合は継続入所が可能
⑦就 学	就学していること(職業訓練を含む、就労の基準に準ずる時間であること)	卒業(修了)予定日の月末まで
⑧虐待やDVのおそれ	児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により保育が困難と認められること	小学校就学前まで(ただし、保育の必要性がなくなった場合はその時点まで)
⑨育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であること	原則、育児休業の対象となる子が1歳となる年の年度末まで ※新たに保育所入所を希望する子が入所できなかった場合は、延長が可能
⑩そ の 他	上記に類する状態にあり、町長が認めた場合	町長が必要と認める期間

※3号認定を受けた場合、認定の有効期間は、上記の表で「小学校就学まで」とあるものが「満3歳になる前々日まで」となります。

※②⑥⑦⑨は、小学校入学までの方が期間が短い場合は、その時点までとなります。

② 保育時間（保育の必要量）

保育所を利用できる時間は、保育が必要な事由に応じて、「保育標準時間」「保育短時間」のいずれかの区分に認定されます。区分ごとに、保育時間や利用者負担額が変わります。

①保育標準時間…フルタイム勤務を想定した利用時間で最長11時間の保育

②保育短時間…パートタイム勤務を想定した利用時間で、最長8時間の保育

【利用時間と開所時間】

	7:00	7:30	8:00	11:45	16:00	18:30	19:00
<月～金曜日開所時間>							
保育標準時間	延長保育	通常保育				延長保育	
保育短時間	延長保育	時間外保育	通常保育		時間外保育	延長保育	
<土曜日開所時間>							
保育標準時間	延長保育	通常保育		時間外保育		延長保育	
保育短時間	延長保育	時間外保育	通常保育	時間外保育		延長保育	

※ 延長保育については別途料金が必要となります。

※ 延長保育・時間外保育を希望される場合は、入所説明会及び面接時に申し出てください。

【保育の必要な事由による保育の必要量】

保育の必要な事由	保育の必要量	
	保育標準時間	保育短時間
①就労 ③疾病・障がい ④介護等 ⑦就学	○	○
②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑧虐待・DVのおそれ	○	—
⑥求職活動 ⑨育児休業	—	○

※ 就労など保育標準時間、保育短時間の両方に○がついている場合は、勤務時間や通勤時間などから、保育の必要量を個別に判断しますが、保育標準時間に該当する方は、保育短時間での利用を希望することができます。（保育短時間に該当する方が、保育標準時間の利用を希望することはできません。）

※ ②、⑤、⑧は、原則、保育標準時間ですが、保育短時間での利用を希望することができます。

㉓ 入所対象児童と定員

保育所に入所申込ができる児童は、児童及び保護者が本町に住所を有し、以下に該当する児童です。

町外から転入予定の場合は、利用開始日までに宇治田原町への住民票の異動が必要です。

▶5歳児	平成30(2018年)年4月2日～平成31(2019年)年4月1日生まれ
▶4歳児	平成31(2019年)年4月2日～令和 2(2020年)年4月1日生まれ
▶3歳児	令和 2(2020年)年4月2日～令和 3(2021年)年4月1日生まれ
▶2歳児	令和 3(2021年)年4月2日～令和 4(2022年)年4月1日生まれ
▶1歳児	令和 4(2022年)年4月2日～令和 5(2023年)年4月1日生まれ
▶0歳児	令和 6(2024年)年4月1日現在、満3か月(生後90日)以上

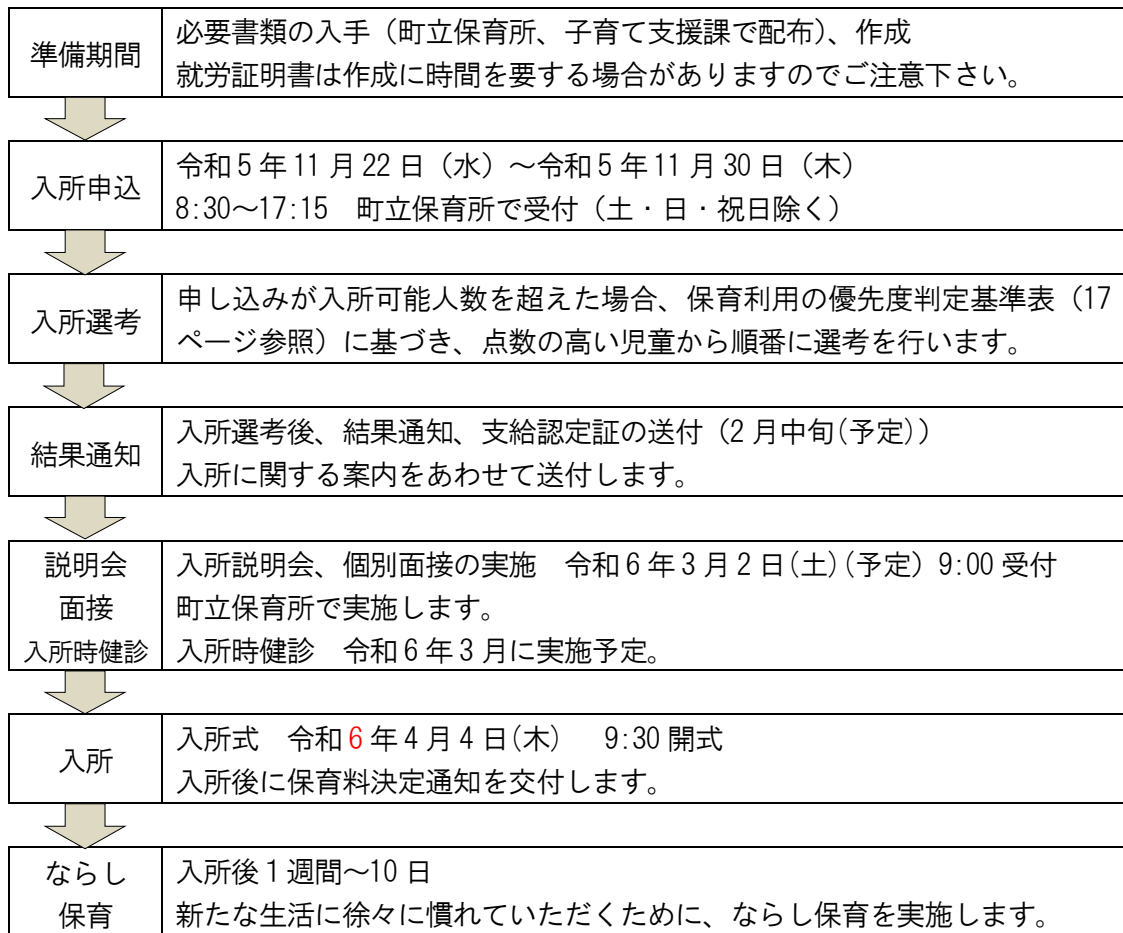
定員 200名

㉓ 手続きの流れ（令和6年4月入所）

■申込受付期間：令和5年11月22日（水）～令和5年11月30日（木）

■受付場所：宇治田原町立保育所

※上記期間後の入所申込については、保育所にお問い合わせ下さい。



入所申込みに必要な書類

<input type="checkbox"/>	教育・保育給付認定申請書（児童1人につき1部） ※マイナンバーの確認できるものと本人確認書類をご掲示ください（19ページ参照）		
<input type="checkbox"/>	保育所入所申込書（児童1人につき1部）		
<input type="checkbox"/>	「保育の必要な事由」を証明する書類		
①	就	会社等に勤務または勤務予定（パート等含む）	・就労証明書 など
		自営業に従事	・自営業…自営業申立書、確定申告書の写し（開業後1年未満の場合は開業届の写し） など
	労	農業に従事	・農業…農業（耕作）申立書、耕作状況証明書 など
		内職に従事	・内職…内職証明書 など
②	妊娠・出産	・母子健康手帳の写し（出産予定日が確認できる箇所） など	
③	疾病・障がい	・疾病…医師の診断書（町指定） ・障がい…障がい者手帳・療育手帳等の写し、申立書 など	
④	介護等	被介護者等の診断書（町指定）、介護・看護の必要性がわかるもの（スケジュール表、障がい者手帳、ケアプラン他） など	
⑤	災害復旧	り災証明書の写し、申立書 など	
⑥	求職	ハローワークの登録証の写し、誓約書 など	
⑦	就学	学生証の写し又は在学証明書、時間割表、保育できない時間・日数がわかるもの など	
<input type="checkbox"/>	家族状況確認票 ※該当者がおられる場合にのみ提出してください。		
<input type="checkbox"/>	祖父母等の状況についての申立書 ※16歳以上65歳未満の同居の親族がおられる場合に提出してください。		

※ 各種必要書類は、申込日より3か月以内に発行されたものに限ります。

※ 2人以上の児童の入所を同時に申し込まれる場合、「児童1人につき1部」以外の書類は、原本（1部）とその写しを提出してください。

※ 提出後に記載内容に変更があった場合は、速やかに保育所に連絡してください。変更の手続きが必要な場合があります。

※ 4月入所以外の途中入所希望の場合は、**利用開始希望月の前月10日**（閉所日の場合は翌開所日）が提出期限となります。

※ 提出された書類について記載事項に虚偽があった場合は、申請及び申し込みは無効となります。

※ 添付書類の不備や記入漏れなどがある場合は、受付できません。

保育料（利用者負担額）

■幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化により保育所を利用している3歳児から5歳児および0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の子どもの保育料の利用料が無料となりました。ただし、延長保育料や教材費、保護者会費、災害共済掛金などは無償化の対象外ですので、従来どおりのお支払いが必要となります。

■保育料（利用者負担額）の算定に必要な書類

本町の町民税課税台帳により保育料を決定しますので、教育・保育給付認定申請時に「税情報等の提供等についての同意」をお願いします。

転入者（令和5年1月2日以降に転入）および転入予定者の市町村民税額は、申請書に記載いただいたマイナンバーを利用して他市町村に照会をします。

ただし、申請書にマイナンバーの記載をいただけない場合や照会先で情報が確認できなかった場合は、税の証明書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

また、未申告の場合は以下の手続きが必要となります。

未申告の方	税住民課（役場1階窓口）又は税務署で速やかに申告をしてください。
-------	----------------------------------

■保育料の算定について

保育料（利用者負担額）については、子どもの4月1日時点の年齢（年度途中で誕生日を迎えても変わりません。）に基づき、父母の市町村民税額の合計額により決定します。

4～8月分の保育料については前年度の市町村民税により、9～3月分の保育料は当該年度の市町村民税により算定するため、課税年度の切り替えにより、9月からの保育料が変更になる場合があります。

○保育認定（3号認定）保育料徴収金基準額表

<参考：令和5年度分>

階層区分			3号認定利用者負担(3歳未満)	
			保育標準時間	保育短時間
①	生活保護世帯		0円	0円
②	市町村民税非課税世帯		0円	0円
③	48,600円未満	ひとり親世帯等	6,100円	6,000円
		その他の世帯	13,600円	13,500円
④	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,300円	6,300円
		その他の世帯	21,000円	20,700円
	77,101円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等	18,900円	18,600円
		その他の世帯	21,000円	20,700円
⑤	169,000円未満	ひとり親世帯等	27,900円	27,600円
		その他の世帯	31,100円	30,700円
⑥	301,000円未満	ひとり親世帯等	38,400円	37,800円
		その他の世帯	42,700円	42,000円
⑦	397,000円未満	ひとり親世帯等	50,400円	49,500円
		その他の世帯	56,000円	55,100円
⑧	397,000円以上	ひとり親世帯等	65,500円	64,400円
		その他の世帯	72,800円	71,600円

※保育料については、100円未満が切捨てとなります。

※父母の町民税所得割額を合算して保育料の階層区分を決定します。

※町民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金特別税額控除、寄附金控除等）は適用されません。

※父母の収入や扶養の状況により、同居の祖父母等の町民税所得割額も合算して決定する場合があります。

※保育料は「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」で区分して設定しています。

※ひとり親世帯等や多子世帯については、保育料を軽減する制度があります。（8ページ「保育料の軽減」参照）

※婚姻歴のないひとり親も寡婦（夫）控除の対象とみなし、保育料を算定します。適用を受けるためには届出が必要となります。詳しくは、宇治田原町立保育所までお問い合わせください。

■給食費について

令和元年10月1日から、国の制度に基づき幼児教育・保育の無償化が始まりました。

3～5歳児の給食費については、無償化にあわせた国の制度改正により、それまで保育料に含まれていた「副食費」は、無償化以降「保育料と別に実費徴収するもの」とされました。

本町立保育所においては、幼児教育無償化に伴う新たな経済的負担が発生しないよう、「副食費」の無償化を実施しています。また、「主食費」につきましては、これまでより町独自に無償としていますので、引き続き給食費の徴収は行いません。

なお、0～2歳児については、給食費はこれまでどおり保育料の中に含まれておりますので、新たに徴収を行うことはありません。

■保育料（利用者負担額）の納付と滞納について

- ① 保育料（利用者負担額）は、原則指定の金融機関（京都銀行・京都中央信用金庫・JA 京都 やましろ）において口座振替による納付となります（口座引落日は、毎月26日で休業日の場合は、翌営業日）。
- ② 保育料（利用者負担額）を滞納された場合は、口座振替日から20日以内に督促状を発送し、納付がない場合は、滞納処分（差押え等）をさせていただくことがあります。

🌀 保育料の軽減（3号認定）

ひとり親世帯や多子世帯等について、国・府制度のほか町独自の制度により保育料が軽減されます。

※ここでの内容は、令和5年度の保育料軽減制度を記載していますが、国・府の制度改正等により、令和6年4月からの内容は変更となる場合があります。

■ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等に対する保育料の軽減

ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等に対する保育料の軽減は、次のとおりです。

- (1) 次の①～③に該当する世帯のうち、市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯（第3階層～第4階層の一部）については、第1子の保育料は「保育認定（3号認定）保育料徴収金基準額表」の「ひとり親世帯等」の保育料額が適用され、第2子以降の保育料は無料となります。国制度

①ひとり親世帯

②次に該当する在宅障がい児(者)のいる世帯

- 身体障害者手帳の交付を受けた者
- 療育手帳の交付を受けた者

○特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

③その他

保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

(2) 上記の(1)に該当する世帯で市町村民税所得割課税額 77,101 円以上の世帯(第4階層の一部~第8階層)については、町独自制度として保育料を軽減し、「保育認定(3号認定)保育料徴収金基準額表」の「ひとり親世帯等」の保育料額が適用されます。ただし、②のうち「**身体障害者手帳の交付を受けた者**」については、その障がいの程度が**1級又は2級**に該当する場**合に限ります。** 町独自制度

■多子世帯に対する保育料の軽減

次の各区分に該当する場合は、保育料が「保育認定(3号認定)保育料徴収金基準額表」の額から軽減されます。(※第1~2階層は無償化)

(1) 第1子に対する軽減

同時に2人以上の弟妹が保育所等の就学前施設(注1)に入所等している場合
⇒**半額**(所得制限なし) 町独自制度

(2) 第2子に対する軽減

①第1子が保育所等の就学前施設(注1)に入所等している場合⇒**半額**
(所得制限なし) 国制度

②第1子が小学生の場合

- ・市町村民税所得割課税額57,700円未満(第3階層~第4階層の一部)⇒**半額** 国制度
- ・市町村民税所得割課税額57,700円以上(第4階層の一部~第8階層)⇒**2/3**(**1/3を軽減**) 町独自制度

③第1子が中学生以上の場合(年齢上限なし)

- ・市町村民税所得割課税額57,700円未満(第3階層~第4階層の一部)⇒**半額** 国制度

(3) 第3子以降に対する軽減(保育料無料)

①同時に2人以上の兄弟が保育所等の就学前施設(注1)に入所等している場合
⇒**無料**(所得制限なし) 国制度

②生計同一の兄弟(年齢上限なし)が2人以上いる場合で、市町村民税所得割課税額57,700円未満(第3階層~第4階層の一部)⇒**無料** 国制度

③18歳未満の兄弟が2人以上いる場合で、市町村民税所得割課税額57,700円以上169,000円未満(第4階層の一部~第5階層)までの世帯⇒**無料** 京都府制度

④小学生以下の兄弟が2人以上いる場合で、市町村民税所得割課税額169,000円以

（注1）きょうだいが就学前施設に入所等している場合

きょうだいが保育所のほか、幼稚園、認定こども園または児童発達支援等の施設に入所している世帯で上記に該当する場合は、多子世帯の軽減が受けられます。町立保育所以外の施設を利用している場合は書類等の提出による確認が必要となりますので、宇治田原町立保育所までお問い合わせください。

入所等に関する留意事項

入所申請、入所後については、下記の点にご留意ください。
ご不明な点は、保育所にお問い合わせください。

■入所要件の継続

保育所に入所後は、就労や介護などにより、家庭で保育できない状態が継続していることが条件になります。そのため、入所継続要件確認のため、保育が必要な状況を確認する書類を年2回提出していただく予定です。就労実態が確認できないなど、保育の必要性がなくなった場合は、入所基準を満たしていないと判断し、退所していただくこととなります。

■入所・退所の取扱い

保育所への入所は毎月初日とし、退所は毎月末日となり、月途中での入所及び退所は受け付けません。保育料については1カ月単位となりますので、毎月初日に在籍した場合は1か月分の保育料を負担していただきますので、ご注意ください。

また、退所される場合は「退所届」の提出が必要となりますので、事前に保育所へご連絡ください。

■お仕事がお休みの日の家庭保育ご協力をお願い

保育所は、原則として保育が必要となる日時にご利用いただいています。土曜日や夏期休暇、年末年始など、お仕事がお休みの日や早めのお迎えができる日につきましては、ご家庭での保育をお願いします。

■支給認定証の保管

町から交付される「支給認定証」は、支給認定の変更時等に返還の必要がありますので、必ず大切に保管してください。

■支給認定の変更

次の場合等は、速やかに支給認定の変更を行ってください。変更申請には「就労(内定)証明書」等の書類が必要となる場合がありますので、保育所にご確認ください。

なお、支給認定の変更は、毎月20日までに申請のあったものは、翌月1日からの変更、21日以降の申請は翌々月1日からの変更となりますのでご注意ください。

- ・ 保育の必要な事由が変更した場合（「就労」⇒「妊娠・出産」）
- ・ 住所変更、婚姻・離婚等により家庭状況が変更した場合
- ・ 勤務時間の変更により、保育の必要量が変更した場合（保育短時間⇒保育標準時間） 等

Q & A

Q: 現在求職中ですが、入所申込みは可能ですか？

A: できます。ただし、入所期間は最大3か月です。期間内に就労証明書等提出された場合は継続して入所できます。

Q: 母親の出産のために入所した場合、産後期間が終了しても、引き続き入所できますか？

A: 母親の出産を理由に入所した場合は、産後の認定期間(産後8週の属する月末まで)終了後は退所となります。引き続き保育を希望する場合は、就労等、保育の必要性の認定が必要となりますので、期日までに改めて申請してください。

Q: 育児休業中でも入所できますか？

A: できません。ただし、育児休業前にすでに入所している兄・姉は継続して入所できます。

(育児休業の対象となるお子さんが、原則、1歳となる年の年度末までです。)

なお、入所される月中に復職される場合は、育児休業中に申請できます。入所後に復職の確認ができない時は退所となる場合があります。

Q: 転職した場合は何か届出が必要ですか？

A: 変更届出書及び就労証明書を提出してください。勤務時間の変更等がある場合は、支給認定の変更申請をあわせて行ってください。

Q: 祖父母等が同居していても保育所の申込みはできますか？

A: 申込みはできますが、16歳以上65歳未満の親族(児童の祖父母・兄姉、おじ、おば等)が同居している場合は、入所調整の際の参考資料として「祖父母等の状況についての申立書」の提出が必要です。(同居の親族の年齢が入所時に65歳以上であれば提出は不要です。)

Q: 離婚した場合、利用者負担(保育料)はどうなりますか？

A: 例えば母子家庭となった場合、原則母のみの税額で算定することとなるため、保育料が変更となる場合があります。必ず届出てください。

Q:町外の認定こども園を利用したいのですが、宇治田原町での手続きが必要ですか？

A:「保育の必要性の認定」、希望される施設との「利用調整」等の手続きが必要です。希望される場合はご相談ください。



施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定

令和 5 年 11 月 24 日

複数ある場合は連絡が取りやすい順に記入してください。

保護者氏名 **保 育 太 郎** 印

宇治田原町長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る児童の氏名	(ふりがな) 氏 名	個人番号 (マイナンバー)	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	ほいく あゆみ 保 育 あゆみ	XXXX XXXX XXXX	平成・令和 2年12月24日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	有 <input checked="" type="radio"/> 無
保護者住所・連絡先	(住所) 宇治田原町大字郷之口小字紫坊39番地の1 (連絡先) 090-XXXX-XXXX(母携帯) 0774-88-XXXX(自宅) 090-XXXX-XXXX(父携帯)				
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無(※)	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合				

(※)

- 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
- 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

入所希望児童以外の同居の方をすべて記入してください

○を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏 名	個人番号 (マイナンバー)	続柄	生年月日	性別	職業 又は 学校名等	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	備考
児童の世帯員	ほいく たろう 保 育 太 郎	XXXX XXXX XXXX	父	昭和60年11月23日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	ほいく すみれ 保 育 すみれ	XXXX XXXX XXXX	母	昭和62年10月22日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	パート	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
	ほいく ただし 保 育 正		兄	平成24年9月22日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	小学生 (新6年生)	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
					男・女		有・無	
					男・女		有・無	
					男・女		有・無	
					男・女		有・無	

小学校就学前までの保育を希望される場合は小学校就学前までに○を、そうでない場合は具体的な日付を記入してください

生活保護の適用の有無 適用なし ・ 適用あり (年 月 日保護開始)

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 <u>小学校就学前</u> 年 月 日 まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	
	第1希望	宇治田原町立保育所 (希望理由) 町内で通勤に便利のため
	第2希望	(希望理由)

○「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。

○字は楷書ではっきりと書いてください。

(表面)

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	具体的な状況
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()	(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など) 株式会社あゆみのその製作所 電話番号 0774-88-XXXX 月曜日～土曜日 9:00～17:00
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()	(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など) 保育工務店 電話番号 0774-88-XXXX 月曜日～金曜日 9:30～15:30
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	<input type="checkbox"/> 月 ・ <input type="checkbox"/> 火 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 水 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 木 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 金 ・ <input type="checkbox"/> 土		9時0分から16時0分まで
希望認定時間(保育必要量)	<input type="checkbox"/> 保育標準時間 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間		
保育の利用を必要とする事由や就労時間等の認定要件により区分します。標準時間認定に該当する方が短時間での利用を希望できますが、短時間認定に該当する方が標準時間の利用を希望することはできません。			

保育所入所案内2ページ参照

④税情報等の提供等に当たっての署名欄

宇治田原町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
 また、次年度4月に向けた認定申請に対する処分については、その事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果の通知が申請から30日を超えることに同意します。

保護者氏名 **保育 太郎** 印

*町記入欄

受付年月日	令和 年 月 日	
認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 短
利用者負担(保育料)算定等のため、世帯の状況及び世帯の税情報について調査・確認すること、また新制度に移行した町外の事業者を利用される場合、その情報に基づき決定した利用者負担(保育料)について提供させていただきますので同意をお願いします。		期間
支給認定結果については、申請を受理してから30日以内に決定し、保護者に通知することと定められていますが、次年度4月に向けた認定申請に対する処分については、事務が集中し審査に時間を要するため、審査結果の通知が30日を超えることに同意をお願いします。		月 日
		月 日
入所施設(事業者)名		
<input type="checkbox"/> 認定こども園(<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保)) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型(<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)		
備考		

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	令和 年 月 日
施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有【契約・内定[令和 年 月 日契約(内定)]】・無
備考	

(裏面)

記載例

保育所入所申込書(児童台帳)

令和 5 年 11 月 24 日

※	1. 継続	年 齢 区 分					
	2. 新規	0	1	2	3	4	5

保護者 住所 **宇治田原町大字郷之口小字紫坊39番地の1**

フリガナ (**ホイク タロウ**)

氏 名 **保 育 太 郎** (印)

電話番号 (**0774**) **88** — ××××

保育所入所案内2ページ参照

宇治田原町長 様

保育所への入所につき、次のとおり申し込みます。

入所児童	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	備 考
	ホイク アユミ 保 育 あゆみ	令和2年12月24日	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	

保育の実施を希望する期間

令和 **6** 年 **4** 月 **1** 日 ~ 令和 年 月 日まで

小学校就学前まで

保育の実施を必要とする理由

両親:(**1**) (**1**)

両親とも就労しているため

小学校就学前までの保育を希望される場合は小学校就学前までに○を、そうでない場合は具体的な日付を記入してください

区分	(フリガナ) 氏 名	入所児童との続柄	生 年 月 日	性 別	職 業	課税の有無		備 考
						前年度分 市町村民税	今年度分 市町村民税	
入 所 児 童 の 世 帯 員	ホイク タロウ 保 育 太 郎	父	昭和60年11月23日	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
	ホイク すみれ 保 育 すみれ	母	昭和62年10月22日	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	パート	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	ホイク タダシ 保 育 正	兄	平成24年9月22日	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	小学生 新6年	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	

生活保護の状況 1. 適用なし 2. 適用あり(年 月 日保護開始)

※	入所申込みの年月日	保育の実施期間	保育の実施の解除の年月日	解除の理由
	令和 年 月 日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日	

※印の欄には記入する必要はありません

就労証明書

宇治田原町長

宛

記載例

事業主の方へ必要な項目に漏れないよう記入を依頼して下さい。(保護者が記入した場合は証明となりません。)

証明書類の有効期間は、申請日時点3か月以内のものに限られます。

証明日	西暦	2023	年	11	月	10	日
事業所名	株式会社 ●●●●						
代表者名	代表取締役 ▲▲▲▲						
所在地	京都府綴喜郡宇治田原町××××						
電話番号	0774	—	88	—	□□□□		
担当者名	★★ ★★						
記載者連絡先	0774	—	88	—	◎◎◎◎		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																														
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業																														
2	フリガナ 本人氏名	ホイク タロウ 保育 太郎																														
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2017 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																														
4	本人就労先事業所	名称 株式会社 ●●●● 住所 京都府綴喜郡宇治田原町××××																														
5	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()																														
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td>合計時間</td> <td>月間</td> <td>175</td> <td>時間</td> <td>分</td> <td>(うち休憩時間 1,200 分)</td> </tr> <tr> <td>一月当たりの就労日数</td> <td>月間</td> <td>20</td> <td>日</td> <td>一週当たりの就労日数</td> <td>週間 5 日</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>8</td> <td>時</td> <td>30</td> <td>分</td> <td>~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>時</td> <td>分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td>日曜</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>時</td> <td>分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	合計時間	月間	175	時間	分	(うち休憩時間 1,200 分)	一月当たりの就労日数	月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間 5 日	平日	8	時	30	分	~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)	土曜	時	分	~	時	分 (うち休憩時間 分)	日曜	時	分	~	時	分 (うち休憩時間 分)
合計時間	月間	175	時間	分	(うち休憩時間 1,200 分)																											
一月当たりの就労日数	月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間 5 日																											
平日	8	時	30	分	~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)																											
土曜	時	分	~	時	分 (うち休憩時間 分)																											
日曜	時	分	~	時	分 (うち休憩時間 分)																											
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	<table border="1"> <tr> <td>年月</td> <td>2023</td> <td>年</td> <td>10</td> <td>月</td> <td>年月</td> <td>2023</td> <td>年</td> <td>9</td> <td>月</td> <td>年月</td> <td>2023</td> <td>年</td> <td>8</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>日/月</td> <td>175</td> <td>時間/月</td> <td>20</td> <td>日/月</td> <td>175</td> <td>時間/月</td> <td>22</td> <td>日/月</td> <td>192</td> <td>時間/月</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	年月	2023	年	10	月	年月	2023	年	9	月	年月	2023	年	8	月	20	日/月	175	時間/月	20	日/月	175	時間/月	22	日/月	192	時間/月			
年月	2023	年	10	月	年月	2023	年	9	月	年月	2023	年	8	月																		
20	日/月	175	時間/月	20	日/月	175	時間/月	22	日/月	192	時間/月																					
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																														
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~																														
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由																														
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日																														
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																														
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無																														
14	備考欄																															

保護者記載欄

児童名	保育 あゆみ	生年月日	2019 年 12 月 24 日	児童名		生年月日	年 月 日
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込み中 (宇治田原町立保育所)			施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込み中 ()		
児童名		生年月日	年 月 日	児童名		生年月日	年 月 日
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込み中 ()			施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込み中 ()		

※通勤時間: 時間 30 分 (勤務先から保育所までの片道所要時間)

保護者記載: 勤務先から保育所までの片道所要時間を記入してください

宇治田原町保育利用の優先度判定基準

入所可能人数を超えて申し込みがあった場合は、優先度判定基準により入所児童を決定します。

判定の方法は、申込書類に基づき、主たる保育者の基本点数と調整点数の総合点数の高い順に優先とします。保護者それぞれの状況について点数をつけ、そのうち低い方を主たる保育者とします※1。

(1) 基本項目：保護者がそれぞれ該当する状況についていずれか一つ（複数に該当する場合は、最も点数が高いもの）を選択

No.	保育を必要とする理由	基準	点数
1	就労	1日8時間以上週5日以上（月160時間以上）	40
2		1日7時間以上週5日以上（月140時間以上）	35
3		1日6時間以上週5日以上（月120時間以上）	30
4		1日6時間以上週4日以上（月96時間以上）	25
5		1日4時間以上週4日以上（月64時間以上）	20
6		上記以外で月64時間以上	18
7	妊娠・出産	出産予定日の前8週（多胎妊娠の場合は産前14週）、産後8週の属する月の初日から月末まで	40
8	疾病・障がい	長期入院をしている又は長期に入院する予定	40
9		寝たきりで保育が困難	40
10		その他、医師に「保育できない」と診断された場合	40
11		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、介護認定3～5の判定を受けている	30
12		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B、介護認定1・2の判定を受けている	20
13	介護等	自宅で親族を常態的に介護又は看護している	20
14		長期入院をしている親族を常態的に介護又は看護している	20
15		上記以外で親族を常態的に介護又は看護している	20
16	災害復旧	震災、風水害、火災その他災害復旧に当たっている	40
17	求職活動	求職活動又は起業の準備を行っている	20
18	就学	1日8時間以上週5日以上（月160時間以上）	40
19		1日7時間以上週5日以上（月140時間以上）	35
20		1日6時間以上週5日以上（月120時間以上）	30
21		1日6時間以上週4日以上（月96時間以上）	25
22		1日4時間以上週4日以上（月64時間以上）	20
23		上記以外で月64時間以上	18
24	虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要な状態	40
25	育児休業		20
26	その他	上記に類する状態であり、町長が認めた場合	40

※1 ひとり親世帯に準ずる世帯については、ひとり親に準ずる保護者の点数により判定します。

※2 勤務時間等については、提出書類に記載されている時間（休憩時間を含む）で判定します。

(2) 調整項目：該当する項目全てを選択

No.	項目	内容	点数
1	世帯の状況	ひとり親世帯	20
2		ひとり親世帯に準ずる世帯※3	18
3		生活保護世帯で就労による自立支援につながると認められる場合	20
4		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、介護認定3～5の判定を受けている世帯員がいる（保育要件が「介護等」の場合を除く）	3
5		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B、介護認定1・2の判定を受けている世帯員がいる（保育要件が「介護等」の場合を除く）	2
6		保育可能な65歳未満の祖父母等と同居している	△15
7	保護者の状況	通勤が1時間以上かかる場合	5
8		保護者のいずれかが事業所のない居宅内で就労している	△10
9		保護者のいずれかが保育士資格を有し、町立保育所に勤務（勤務予定含む）している場合	5
10		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、介護認定3～5の判定を受けている（保育要件が「疾病・障がい」の場合を除く）	5
11		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B、介護認定1・2の判定を受けている（保育要件が「疾病・障がい」の場合を除く）	3
12		多胎妊娠	3
13	きょうだいの状況	きょうだいで同時に入所申込をする場合	3
14		きょうだいが既に入所している場合	3
15		世帯に小学校就学前の子どもが3人以上いる場合	2
16	その他	保育料を2か月以上滞納している場合	△10

※3 単身赴任中、収監中、離婚調停中などにより、保育可能な保護者が家庭に一人しかいない場合を指す。

令和5年11月6日

保育所新規入所申し込み者 各位

宇治田原町子育て支援課長
(宇治田原町立保育所)

保育所入所申し込みにかかり
マイナンバーの記入と本人確認書類提示のお願い

平成28年1月からのマイナンバー制度の実施により、保育所入所申し込み時にマイナンバー(個人番号)の記入と本人確認書類の提示が義務付けられました。

つきましては、保育所新規入所申し込みの際には、申請書に申請児童及び保護者(父・母)のマイナンバーの記入が必要になりますので、ご協力をお願いします。

また、書類の提出にあたっては他人のなりすまし等を防止するため、次のとおり本人確認書類の提示が必要になりますので、併せてご協力をお願いします。

●本人確認のために必要な書類

次のいずれかの書類を提示してください。

父または母の	(ア) マイナンバーカード(写真付き)の表裏
	(イ) マイナンバー通知カード+身分証明書(運転免許証など)
	(ウ) マイナンバー記載の住民票+身分証明書(運転免許証など)

※ 事情によりマイナンバーがわからない、添付書類を準備できない場合は保育所にご相談ください。

※ マイナンバーが必要になった経緯等の詳細につきましては、裏面Q&Aにて記載をいたしましたので、併せてご確認をお願いします。

お問い合わせ：
宇治田原町立保育所
0774-88-6611

●マイナンバー制度にかかるQ&A

Q1. どうして保育所の入所申し込みマイナンバーが必要なの？

A. 平成28年1月から行政の効率化、利便性向上の目的のためにマイナンバー制度が実施されました。保育所等の入所申し込みについても、利便性向上などを目的としてマイナンバー制度の対象となり、申込書へのマイナンバーの記載が義務付けられました。従って、宇治田原町におきましては、平成29年4月以降の保育所等新規入所申し込みについて、マイナンバーを取り扱うことになりました。

Q2. マイナンバーは何に使われるの？

A. 保育料の算定・徴収及び支給認定に係る事務において利用します。マイナンバーの活用により、転入出時や町外の保育所等入所申し込み時に必要であった市区町村民税課税証明書の提出を省略することができるようになりました。

Q3. マイナンバー制度についてもっと詳しく知りたい。

A. 内閣官房ホームページに基本的な事項から詳細について掲載されていますので、ご確認ください。

内閣官房ホームページURL（マイナンバー制度について）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

【最後に】

マイナンバーの記載等は保育所等の入所申し込みの根拠となる、子ども子育て支援法施行規則においても義務付けられているため、ご理解とご協力をお願いいたします。

